

11月は「ねんきん月間」です

国民年金Q&A

国民年金は、生きている限り年金が受け取れる一生涯の保障です。普段、年金などについて考える機会はなかなかないと思いますが、身近な相談事例をQ&Aでまとめて掲載しましたので、ぜひご一読ください。

*国民年金についてのご相談・お問い合わせは下記へ

★市民課年金保険係 ☎ 1114

★市民福祉課市民係 ☎ 1333

★熊谷年金事務所 ☎ 048-522-5012

※相談時には、基礎年金番号が必要となりますので、年金手帳は大切に保管してください。

平成25年10月分からの受給額

老齢基礎年金（年額） 778,500円

※20歳から60歳まで40年間、保険料をすべて納付した場合の年金額です。

障害基礎年金（年額） 1級 973,100円

2級 788,500円

老齢基礎年金素朴な疑問Q&A

Q 受給資格期間を満たしていない場合は、どうしたらいいですか？

A 60歳に達した時の納付期間などの合計では受給権を得ることができない場合は、「高齢任意加入」という制度があります。

受給権を得るだけでなく、20歳から60歳までの間に未納期間などがあり、将来受け取る年金を満額に近づけたい人にもおすすめです。

任意加入制度での保険料免除は受けられませんので注意してください。

Q 受け取る年金額を増やす方法はありますか？

A お得な「付加年金」があります。

国民年金の第1号被保険者で、毎月の国民年金保険料に月額400円の付加保険料を上乗せして納めることで、将来、老齢基礎年金と併せて付加年金を受給することができます。付加年金の受給金額は、付加年金を納めた月数に200円を乗じた金額です。

(例) 付加保険料を1年間納めた場合

400円×1年(12月) = 4,800円

1年間に受け取る付加年金額

200円×1年(12月) = 2,400円

※2年受給すると支払った分の元が取れ、3年目以降もずっと受給することができます。なお、国民年金基金加入者は加入できません。

Q 年金を受給している者ですが、住所を変更しました。どうしたらいいですか？

A 住民票の住所変更とは別に、年金の住所変更の届出が必要です。住所変更用紙は、市役所及び年金事務所（共済年金の人は、各共済組合）にあります。

Q 私は年金を受け取れるのでしょうか？

A 老齢基礎年金は、国民年金・厚生年金・共済年金を納付した期間、保険料免除期間・学生特例及び若年者納付猶予期間が、原則として25年（300月）以上ある人に、65歳から支給されます。

納付又は免除された期間が25年に満たなくても、合算対象期間（カラ期間）を合わせて25年以上になれば、老齢基礎年金が支給されます。

合算対象期間（カラ期間）とは、厚生年金等の加入者の配偶者が昭和61年3月以前に任意加入しなかった期間や、海外に住んでいて任意加入しなかった期間などです。

Q 年金をもらうには、どのような手続きが必要ですか？

A 年金を受給するには、「裁定請求」をしなければなりません。

請求先は、

- ・第1号被保険者(自営業・学生など)の期間のみの人は市民課年金保険係(市役所1階)・市民福祉課市民係(総合支所仮庁舎)
- ・厚生年金や共済組合に加入したことがある人や第3号被保険者(厚生年金被保険者・共済組合などの組合員の被扶養配偶者)期間がある人は、熊谷年金事務所又は各共済組合です。

Q 年金手帳を紛失してしまいましたが、どうしたらいいですか？

A 再交付ができます。第1号被保険者の人は、市役所又は熊谷年金事務所です手続きしてください。

第2号被保険者及び第3号被保険者の人は、勤務先での手続きになります。

Q 妻が国民年金第3号被保険者に該当になりましたが、市役所に届出は必要ですか？

A 夫の勤務する会社の事業主経由で管轄の年金事務所に届出をしてください。

逆に、扶養からはずれるなどで3号被保険者から1号被保険者に種別変更した時は、市役所に届出が必要です。

Q 「国民年金保険料の納付可能期間延長のおしらせ」が届きました。このおしらせはどのようなものですか？

A 平成24年10月1日から3年間に限って、国民年金保険料の納付可能な期間が2年間から10年間に延長（後納制度）されました。そのため、過去10年間に保険料の未納期間がある人や国民年金の未加入期間がある人を対象に、後納制度の内容と保険料の納付可能な期間について、ご案内しています。保険料の納付を希望する場合は、年金事務所で申請してください。

Q 年金受給者が亡くなりました。どうしたらいいですか？

A 国民年金のみを受給していた場合は、市役所又は熊谷年金事務所で受給権者死亡届と未支給年金請求の届出が必要です。なお、未支給年金の請求者は、亡くなった人と生計を共にしていた親族です。該当者がいない場合は、死亡届のみ手続きしてください。

厚生年金、共済年金を受給していた人は、熊谷年金事務所、各共済組合での手続きとなります。

Q 65歳より前に老齢基礎年金を受け取ることが出来ますか？

A 希望すれば、60歳から減額された年金を受け取ることもできます。

ただし、万が一障害者になった場合、障害基礎年金を請求できないなどのデメリットがありますので、請求する際にはご注意ください。

障害基礎年金Q&A

Q 障害基礎年金はどのようなときに受けられますか？

A 国民年金に加入している間にかかった病気やケガがもとで一定以上の障害が残り、障害の年金を受けられる保険料の納付要件を満たしているときは、障害基礎年金を受け取ることができます。

Q 子どもの頃から障害があります。障害基礎年金を受けることができますか？

A 障害基礎年金は、国民年金に加入している間にかかった病気やケガだけでなく、子どもの頃の病気やケガがもとで一定以上の障害が残った人も20歳になれば障害基礎年金を受給できます。

Q 障害年金受給資格の条件の中に「初診日」とありますが、よく分からないので教えてください。

A 障害年金の「初診日」とは、申請する傷病のきっかけとなった症状に関して、初めて診察を受けた日を指します。

障害年金の申請では、初診日がいつなのかが重要です。初診日により、納付要件の確認をしたり、手続きの場所が年金事務所になるか、市役所になるかわ変わってきます。

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が郵送されますので、 年末調整・確定申告まで大切に保管してください

平成25年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付した人には、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が11月上旬に日本年金機構から送付されます。年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書を添付してください。

また、10月1日から12月31日までの間に今年初めて国民年金保険料を納付した人には、来年の2月上旬に送付されます。

なお、家族分の国民年金保険料を納付した場合も、本人の社会保険料控除に加えることができますので、家族あてに送られた控除証明書を添付のうえ申告してください。

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」についての照会は、控除証明書のはがきに表示されている年金事務所へお問い合わせください。

★控除証明専用ダイヤル ☎0570-070-117、IP電話の場合は ☎03-6700-1130